

【提出先】 組合員⇒所属所⇒共済組合（広島市費組合員は写しを広島市教委教職員課に送付）

産前産後休業掛金等免除

申出書

産前産後休業掛金等免除変更

組 合 員	氏 名			組合員証 記号番号	公立広島	
	生年月日	昭和 平成	年 月 日		第	号
産前に承認された 産前産後休暇の期間			初 日	令和	年	月 日
			終了日	令和	年	月 日
出産後に変更になった 産後休暇の終了日			終了日	令和	年	月 日
出産予定日				令和	年	月 日
出産日				令和	年	月 日
出産（予定）種別（どちらかに○）				単胎 ・ 多胎		
前の子の育児休業から引き続き産前産後休暇を取得する（どちらかに○）					する ・ しない	
<p>上記の期間について、産前産後休暇を取得しますので、地方公務員等共済組合法第114条の2の2の規定及び一般財団法人広島県教育職員互助組合組合員に関する規則第11条第1項第5号により、産前産後休業期間に係る掛金等の免除（変更）を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合広島支部長様 一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長様</p> <p>令和 年 月 日 申出者 氏名 (組合員)</p>						
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>所属所 所属所長 職氏名 (所属所 担当者名) (所属所 連絡先 - -)</p>						

【添付書類】 提出前に必ず添付書類をチェックして、ご提出ください！！（添付欄に○を付す）

提出期限	添付	添付書類（所属所長の原本証明は不要）
出産前に「申出書」提出 ※産前産後休暇を開始する前月末日		①産前産後休暇の期間及び取得が確認できる書類（特別休暇届、休暇簿の写し等） ②出産予定日が確認できる書類（母子手帳の写し、妊娠証明書等）
出産後（予定日≒出産日）に「変更申出書」提出 ※出産した月の末日 月末出産の場合は翌月末		③変更後の産前産後休暇の期間及び取得が確認できる書類（出産報告書、出産届、休暇簿の写し等） ④出産日が確認できる書類（母子手帳の写し、出産証明書等）

(注)・やむを得ず、出産後に初めて「申出書」を提出する場合、添付書類②～④を添付してください。
・多胎の場合は、全ての子について、出産予定日・出産日が確認できる書類を添付してください。
・前の子の育児休業から引き続き産前産後休暇を取得する場合は、「§05-003 育児休業等掛金等免除変更申出書」の提出は不要です。

【掛金等免除期間について】

申出された産前産後休暇の期間の内、
出産日を起算日として**42日（6週）前**～**出産日の56日（8週）後**まで!!（多胎は98日前から）

(注)・予定日の8週前から産前休暇を取得する等、上記期間より長い産前産後休暇を取得する場合も、免除期間は上記の期間となる。
・出産が予定日より遅れた場合は、出産予定日を起算日として6週前から免除。

《共済記入欄》 掛金等免除の対象期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

例1 あらかじめ出産前に免除申出をする場合 【免除申出書】

【提出先】 組合員⇒所属所⇒共済組合（広島市費組合員は写しを広島市教委教職員課に送付）

産前産後休業掛金等免除

申出書

産前産後休業掛金等免除変更

組 合 員	氏 名	広島 花子		組合員証 記号番号	公立広島
	生年月日	昭和 平成	〇〇年 〇月 〇日		第 〇〇〇〇〇〇 号
産前に承認された 産前産後休暇の期間		初 日	令和 〇〇年 3 月 21 日		
		終 了 日	令和 〇〇年 7 月 10 日		
出産後に変更になった 産後休暇の終了日		終 了 日	令和 年 月 日		
出産予定日			令和 〇〇年 5 月 15 日		
出産日			令和 年 月 日		
出産（予定）種別（どちらかに○）			単胎 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 多胎		
前の子の育児休業から引き続き産前産後休暇を取得する（どちらかに○）				する <input type="checkbox"/> ・ <input checked="" type="checkbox"/> しない	
<p>上記の期間について、産前産後休暇を取得しますので、地方公務員等共済組合法第114条の2の2の規定及び一般財団法人広島県教育職員互助組合組合員に関する規則第11条第1項第5号により、産前産後休業期間に係る掛金等の免除（変更）を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合広島支部長 様 一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様</p> <p>令和 〇〇年 2 月 20 日 申出者 氏名 広島 花子 (組合員)</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 〇〇年 2 月 20 日</p> <p>所属所 ××市立××小学校 所属所長 校長 共済 一郎 職氏名 (所属所 担当者名 公立 太郎) (所属所 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)</p>					

【添付書類】 提出前に必ず添付書類をチェックして、ご提出ください！！（添付欄に○を付す）

提出期限	添付	添付書類（所属所長の原本証明は不要）
出産前に「申出書」提出	<input type="checkbox"/>	①産前産後休暇の期間及び取得が確認できる書類（特別休暇届，休暇簿の写し等）
※産前産後休暇を開始する前月末日	<input type="checkbox"/>	②出産予定日が確認できる書類（母子手帳の写し，妊娠証明書等）
出産後（予定日≒出産日）に「変更申出書」提出		③変更後の産前産後休暇の期間及び取得が確認できる書類（出産報告書，出産届，休暇簿の写し等）
※出産した月の末日 月末出産の場合は翌月末		④出産日が確認できる書類（母子手帳の写し，出産証明書等）

(注)・やむを得ず、出産後に初めて「申出書」を提出する場合、添付書類②～④を添付してください。
・多胎の場合は、全ての子について、出産予定日・出産日が確認できる書類を添付してください。
・前の子の育児休業から引き続き産前産後休暇を取得する場合は、「§05-003 育児休業等掛金等免除変更申出書」の提出は不要です。

【掛金等免除期間について】

申出された産前産後休暇の期間の内、
出産日を起算日として42日（6週）前～出産日の56日（8週）後まで!!（多胎は98日前から）
(注)・予定日の8週間前から産前休暇を取得する等、上記期間より長い産前産後休暇を取得する場合も、免除期間は上記の期間となる。
・出産が予定日より遅れた場合は、出産予定日を起算日として6週間前から免除。

《共済記入欄》 掛金等免除の対象期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

例2 出産後に、出産予定日と出産日が異なり免除変更申出をする場合【免除変更申出書】

【提出先】 組合員⇒所属所⇒共済組合（広島市費組合員は写しを広島市教委教職員課に送付）

産前産後休業掛金等免除

産前産後休業掛金等免除変更

申出書

組 合 員	氏 名	広島 花子		組合員証 記号番号	公立広島
	生年月日	昭和 平成	〇〇年 〇月 〇日		第 〇〇〇〇〇〇 号
産前に承認された 産前産後休暇の期間		初 日	令和 〇〇年 3 月 21 日		
		終了日	令和 〇〇年 7 月 10 日		
出産後に変更になった 産後休暇の終了日		終了日	令和 〇〇年 7 月 3 日		
出産予定日		令和 〇〇年 5 月 15 日			
出産日		令和 〇〇年 5 月 8 日			
出産（予定）種別（どちらかに○）		<input checked="" type="checkbox"/> 単胎 ・ 多胎			
前の子の育児休業から引き続き産前産後休暇を取得する（どちらかに○）					する ・ <input checked="" type="checkbox"/> しない
<p>上記の期間について、産前産後休暇を取得しますので、地方公務員等共済組合法第114条の2の2の規定及び一般財団法人広島県教育職員互助組合組合員に関する規則第11条第1項第5号により、産前産後休業期間に係る掛金等の免除（変更）を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合広島支部長 様 一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様</p> <p>令和 〇〇年 5 月 20 日 申出者 氏名 広島 花子 (組合員)</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 〇〇年 5 月 20 日</p> <p>所属所 ××市立××小学校 所属所長 職氏名 校長 共済 一郎 (所属所 担当者名 公立 太郎) (所属所 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)</p>					
【添付書類】 提出前に必ず添付書類をチェックして、ご提出ください!! (添付欄に○を付す)					
提出期限	添付	添付書類 (所属所長の原本証明は不要)			
出産前に「申出書」提出 ※産前産後休暇を開始する前月末日		①産前産後休暇の期間及び取得が確認できる書類 (特別休暇届, 休暇簿の写し等)			
		②出産予定日が確認できる書類 (母子手帳の写し, 妊娠証明書等)			
出産後 (予定日≠出産日) に 「変更申出書」提出	<input type="checkbox"/>	③変更後の産前産後休暇の期間及び取得が確認できる書類 (出産報告書, 出産届, 休暇簿の写し等)			
※出産した月の末日 月末出産の場合は翌月末	<input type="checkbox"/>	④出産日が確認できる書類 (母子手帳の写し, 出産証明書等)			

(注)・やむを得ず、出産後に初めて「申出書」を提出する場合、添付書類②～④を添付してください。
・多胎の場合は、全ての子について、出産予定日・出産日が確認できる書類を添付してください。
・前の子の育児休業から引き続き産前産後休暇を取得する場合は、「§ 05-003 育児休業等掛金等免除変更申出書」の提出は不要です。

【掛金等免除期間について】

申出された産前産後休暇の期間の内、
出産日を起算日として**42日（6週）前**～**出産日の56日（8週）後**まで!! (多胎は98日前から)

(注)・予定日の8週間前から産前休暇を取得する等、上記期間より長い産前産後休暇を取得する場合も、免除期間は上記の期間となる。
・出産が予定日より遅れた場合は、出産予定日を起算日として6週間前から免除。

《共済記入欄》 掛金等免除の対象期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

例3 やむを得ず、出産後に初めて免除申出をする場合 【免除申出書】

【提出先】 組合員⇒所属所⇒共済組合（広島市費組合員は写しを広島市教委教職員課に送付）

産前産後休業掛金等免除

申出書

産前産後休業掛金等免除変更

組 合 員	氏 名	広島 花子		組合員証号 記号番号	公立広島
	生年月日	昭和 平成	〇〇年 〇月 〇日		第 〇〇〇〇〇〇 号
産前に承認された 産前産後休暇の期間		初 日	令和 〇〇年 3 月 21 日		
		終了日	令和 年 月 日		
出産後に変更になった 産後休暇の終了日		終了日	令和 〇〇年 7 月 3 日		
出産予定日		令和 〇〇年 5 月 15 日			
出産日		令和 〇〇年 5 月 8 日			
出産（予定）種別（どちらかに○）		単胎 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 多胎 <input type="checkbox"/>			
前の子の育児休業から引き続き産前産後休暇を取得する（どちらかに○）		する <input type="checkbox"/> ・ <input checked="" type="checkbox"/> しない			
<p>上記の期間について、産前産後休暇を取得しますので、地方公務員等共済組合法第114条の2の2の規定及び一般財団法人広島県教育職員互助組合組合員に関する規則第11条第1項第5号により、産前産後休業期間に係る掛金等の免除（変更）を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合広島支部長 様 一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様</p> <p>令和 〇〇年 5 月 20 日 申出者 氏名 広島 花子 (組合員)</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 〇〇年 5 月 20 日</p> <p>所属所 ××市立××小学校 所属所長 校長 共済 一郎 職氏名 (所属所 担当者名 公立 太郎) (所属所 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)</p>					
【添付書類】 提出前に必ず添付書類をチェックして、ご提出ください!! (添付欄に○を付す)					
提出期限	添付	添付書類 (所属所長の原本証明は不要)			
出産前に「申出書」提出 ※産前産後休暇を開始する前月末日	<input type="checkbox"/>	①産前産後休暇の期間及び取得が確認できる書類 (特別休暇届, 休暇簿の写し等)			
出産後(予定日≡出産日)に 「変更申出書」提出	<input type="checkbox"/>	②出産予定日が確認できる書類(母子手帳の写し, 妊娠証明書等)			
※出産した月の末日 月末出産の場合は翌月末	<input type="checkbox"/>	③変更後の産前産後休暇の期間及び取得が確認できる書類 (出産報告書, 出産届, 休暇簿の写し等)			
	<input type="checkbox"/>	④出産日が確認できる書類 (母子手帳の写し, 出産証明書等)			

(注)・やむを得ず、出産後に初めて「申出書」を提出する場合、添付書類②～④を添付してください。
・多胎の場合は、全ての子について、出産予定日・出産日が確認できる書類を添付してください。
・前の子の育児休業から引き続き産前産後休暇を取得する場合は、「§ 05-003 育児休業等掛金等免除変更申出書」の提出は不要です。

【掛金等免除期間について】

申出された産前産後休暇の期間の内、
出産日を起算日として42日(6週)前～ 出産日の56日(8週)後まで!! (多胎は98日前から)

(注)・予定日の8週間前から産前休暇を取得する等、上記期間より長い産前産後休暇を取得する場合も、免除期間は上記の期間となる。
・出産が予定日より遅れた場合は、出産予定日を起算日として6週間前から免除。

《共済記入欄》 掛金等免除の対象期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日